

がくそく
(1) 学則

だい しょう そうそく
第1章 総則

- だい しょう ほんこう こうとうがっこうせっち きじゆん もと そうごうがっか こうこう こうこう
第1条 本校は、高等学校設置基準に基づく総合学科高校の高校である。
- だい しょう ほんこう ぜんにちせいかにてい ていじせいかにてい お かてい だんいせい
第2条 本校は全日制課程と定時制課程を置き、いずれの課程も単位制とする。
- だい しょう ほんこう だんじよきょうがく がっきゆうすうおよ せいとすう ていいん い か とお ぜんにちせいかにてい がっきゆう
第3条 本校は男女共学とし、学級数及び生徒数の定員は以下の通りとする。全日制課程は18学級、
720名とする。定時制課程は12学級、360名とする。
- だい しょう しゅうぎょうねんげん い か とお
第4条 修業年限は以下の通りとする。
ぜんにちせいかにてい ねんいじょう ていじせいかにてい ねんいじょう
全日制課程は3年以上とする。定時制課程は4年以上とする。
ていじせいかにてい しゅうせい どうにゆう さい しゅうぎょうねんげん ねんいじょう
定時制課程は三修制を導入する。その際の修業年限は3年以上とする。

だい しょう がくねん がつきおよ きゅうぎょうひ
第2章 学年・学期及び休業日

- だい しょう がくねん ど がつついたち がつ にち つぎ がつき くふん
第5条 1学年度は4月1日から3月31日までとし、次の3学期に区分する。
- いちがつき げんそく がつついたち がつ にち
一学期 原則として4月1日から8月31日までとする。
- にがつき げんそく がつついたち がつ にち
二学期 原則として9月1日から12月31日までとする。
- さんがつき げんそく がつついたち がつ にち
三学期 原則として1月1日から3月31日までとする。
- だい しょう きゅうぎょうひ い か とお
第6条 休業日は以下の通りとする。
かききゅうぎょうひ どうききゅうぎょうひ しゅんききゅうぎょうひ ちゅう かききゅうぎょうひ きかん べつとさだ いかりやく
夏季休業日、冬季休業日、春季休業日を設ける。各休業期間は別途定める。以下略

だい しょう にゅうがく てんがく きゅうがく たいがくおよ りゅうがく
第3章 入学・転学・休学・退学及び留學

- だい しょう にゅうがくしかく にゅうがくしゅせんぱつ いかりやく
第7条 入学資格、入学者選抜 以下略
- だい しょう せいとていいん けつじん はあい せんこう うえ そうどうねんじ てん へんにゅうがく きよか てん へんにゅうがく かん
第8条 生徒定員に欠員のある場合、選考の上、相当年次に転・編入を許可する。転・編入に関する
規定は別に定める。
- だい しょう せいと てんがく きゅうがく たいがくおよ りゅうがく しょうてい てつづ
第9条 生徒が、転学、休学、退学及び留學しようとするときは、所定の手続きをしなければならない。所
定の手続きは、別に定める。

だい しょう きょういくかていおよ たんい りしゅう しゅうとく そつぎょう にんてい
第4章 教育課程及び単位の履修・修得・卒業の認定

- だい しょう こうちょう きょういくくむひょう たっせい きょういくかてい へんせい きょういくかていおよ じゅぎょうにっすう べつ
第10条 校長は、教育目標を達成するために、教育課程を編成する。教育課程及び授業日数は別に
定める。
- だい しょう たんい りしゅう べつ さだ しゅつせきじょうけん み ようけん たんい しゅうとく りしゅう にんてい
第11条 単位の履修は、別に定める出席条件を満たすことを要件とする。単位の修得は、履修が認定
され、かつ一定の学習成果が認められることを要件とする。単位の認定は別に定める規程に従う
- だい しょう ねんかんいじゅうしゅうぎょう べつ さだ ひししゅうかちく りしゅう たんい いじゅうしゅうとく ばあひ そつぎょう にん
第12条 3年間以上修業し別に定める必修科目を履修し且つ74単位以上修得した場合に、卒業を認
定する。

だい しょう しょうばつ
第5章 賞罰

- だい しょう こうちょう べつ さだ ひょうしょうきてい もと せいと ひょうしょう こうちょう きょういくしゅうひつよう みと
第13条 校長は別に定める表彰規程に基づき、生徒を表彰する。校長は、教育上必要と認めたと
きは、学校教育法第11条・学校教育法施行規則第13条に基づき懲戒を行う。懲戒は、退学
ていがく くんこく ちゅうがく たいがく
停学、訓告、その他とする。
- だい しょう こうちょう つぎ かくごう ひと がいとう せいと たいがく めい
第14条 校長は、次の各号の一つに該当する生徒に退学を命ずることがある。
1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 3. 正当な理由がなくて出席が常でない者。
 4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

だい しょう がっこうちやうしゅうきんとう
第6章 学校徴収金等

- だい しょう ほんこう きょういくかちどう ひつよう ひょう しょうてい ほうほう のうにゅう
第15条 本校の教育活動に必要な費用は所定の方法により納入する。
- だい しょう ほんこう きょういくしゅうひつよう しよけいひ ふたん べつ さだ
第16条 本校の教育上必要な諸経費の負担については、別に定める。

だい しょう ほんこう き ぞく ほんがくぞく もと せいてい
第17条 本校の規則はすべて本学則に基づいて制定される。
ふ ぞく がくぞく へいせい ねん がついたち しこう
附則 この学則は、平成18年4月1日より施行する。

こうとうがっこう き む きょういく じぶん い し かよ がっこう
高等学校は義務教育ではなく、自分の意志で通う学校です。

こうこうせいかつ ところがま
(2) 高校生活の心構え

ほんこう せいかつしどう い か りねん すす
ア 本校の生活指導は以下の理念のもとで進めています。

- ① 自分も含め、人の命を大事にし、人権を尊重する。
- ② 自分勝手にならず他人を思いやり、社会に役立つ人になる。
- ③ やっていけないことはやらない、善悪を判断する力を身に付け、行動できる。
- ④ 多くの人に支えられていることを理解し、社会の一員として人に役立つ人になる。

ちゅうがっこう こうとうがっこう ちが
イ 中学校と高等学校の違い

- ① 授業に出席し、単位をとること。
ちゅうがっこう おお ちが じゅぎょう しゅっせき じゅぎょう さんか じゅぎょう まな
中学校と大きく違うことは授業に出席し、授業に参加しなければその授業を学んだことに
ならず、卒業できません。学校に来ていても授業に出席しなければ、卒業出来ません。
- ② 他人に迷惑を掛ける行為は、特別指導の対象となります。

ほごしゃ れんらく
ウ 保護者への連絡

- 学校は、必要に応じて保護者に電話します。必ず電話に出ていただくようお願いいたします。

そつぎょう じょうけん
(3) 卒業の条件

ほんこう そつぎょう たん い い じょう しゅうとく ひつよう
本校を卒業するためには74単位以上を修得することが必要です。
たん い しゅうかん じかん ねんかん とお おこな じゅぎょう たん い
単位とは1週間に1時間、年間を通して行われる授業を1単位といいます。
たとえば1週間に2時間の現代の国語の授業は2単位です。本校では1週間に19時間の授業を行
うので1年に19単位の授業を受けることになります。

たん い りしゅう
① 単位の履修

「履修」とは授業に出席し参加することを言います。本校では1単位当り10時間以上欠席すると
未履修といって授業を受けたことにはなりません。(年間2単位の授業の場合は20時間以上の欠席
で未履修となります。)

たん い しゅうとく
② 単位の修得

「修得」とは履修(しっかり授業に参加し)の条件を満たし、その授業の学年末の評定が2以
上の場合をいいます。評定が1の場合は履修したことにはなりますが、単位を修得したことにはな
りません。

③ 評価・評定
 学習の成果の評価は定期考査、普段の学習活動、実技実習、提出物、授業態度、出席状況などを総合して行います。評定は5段階で行います。

④ 遅刻・早退・欠席
 1単位時間45分の授業で授業開始時間より15分未満の不在でその授業の遅刻となります。
 授業終了時間より15分未満の不在は、その授業の早退となります。
 授業全体で15分以上の不在は、欠席になります。また遅刻・早退3回で欠席1回となります。
 授業中に教科書など授業で使用するものをロッカーに取りに行った場合、遅刻1回扱いとなります。

⑤ 公欠
 入学試験、就職試験、部活動の公式戦などで授業に出席できない場合は、欠席にならない場合があります。

⑥ 忌引き
 忌引き扱いの日数は以下のとおりです。
 父母 7日、祖父母 3日、その他の親族 1日、父母の祭祀 1日

⑦ 出席停止
 法律で決められた感染症などは、医師の許可が出るまで学校に登校することができません。
 忌引き・出席停止の場合は出席すべき日数から除外され教科の欠席時数にも数えられません。

⑧ 定期考査
 年5回の定期考査を行います。定期考査1週間前から定期考査期間中は、生徒会活動・部活動は休止になります。ただし、大会が迫っている場合は、練習が認められることがあります。

(4) 学校生活の一日

チャイムは鳴りません。時間の管理は自分で行って下さい。

ア 登校時間 17時35分 SHR
 (三修制の生徒は15時40分から、給食は17時から)

イ 授業開始 17時40分 1限

ウ 最終下校時間 22時00分

エ 17時以前の登校は、原則として禁止です。(三修制受講の生徒は15時20分以前登校禁止)

オ 特別な事情で早く登校する場合は、自習室で待機して下さい。

カ 欠席の連絡は、17時までに電話もしくはClassiで必ず保護者から連絡をしてください。三修制受講の生徒は15時までに連絡をしてください。その際「定時制の生徒」であることを伝えてください。
 授業時間割(定期考査、短縮時間割は時間が変わります)

げん ぶん A限 (45分)	15:40~16:25	15:40~16:25	さんしゅうせいじゅぎょう 三修制授業 じっしじかん 実施時間
げん ぶん B限 (45分)	16:25~17:10	16:25~17:10	
きゅうしょく ぶん 給食 (34分)	17:00~17:30	17:00~17:30	
SHR	17:35~17:40	17:35~17:40	
げん ぶん 1限 (45分)	17:40~18:25	17:40~18:20	
げん ぶん 2限 (45分)	18:30~19:15	18:25~19:05	
げん ぶん 3限 (45分)	19:25~20:10	19:15~19:55	
げん ぶん 4限 (45分)	20:15~21:00	20:00~20:40	
せいそう ぶかつどうとう 清掃、部活動等	~21:50	~21:50	
かんぜんげこう 完全下校	22:00	22:00	

(5) 学校生活のきまり・特別指導の基準

ア 学校にはきまりがあります。

きまり・ルール違反を行った場合は、特別指導を行います。特別指導になると、家庭又は学校で学校から出された特別の課題を行い反省するまで授業には出られません。

全ての生徒が安全で安心した学校生活を送るため他人に迷惑をかける行為には厳しく対応します。

イ マナーは社会人として身に付けなければならない行動です。

所かまわず飲食をしたり、ゴミを投げ捨てたり、ガムを吐き捨てたりすること等は、許されることではありません。また、授業中の私語や携帯電話の使用は禁止です。(ただし、教員からの指示がある場合は、使用を認めることがある。)

ウ 自転車通学について

許可制です。ルールを守れない場合は許可を取り消します。「自転車通学許可願」を提出します。「自転車損害賠償責任保険」への加入とヘルメットの着用が必要になります

エ 服装

自由服です。

オ 特別指導の対象となる行為および特別指導の内容

① 特別指導の対象となる行為

無断欠席、無断遅刻・早退、無断外出(中抜け)、出前(デリバリー)の使用
指導拒否、対教師暴言、授業妨害、喧嘩、暴力、脅迫、恐喝、犯罪行為(校内外)
故意の施設・設備破損、考査不正行為、喫煙、喫煙同席、飲酒、飲酒同席

酒類・たばこ・ライター所持、薬物使用、自動車・バイク・スケートボード登校

その他社会生活に反する行為

② 特別指導の内容

1 厳重注意

2 登校反省指導もしくは家庭反省指導

③ 特別指導はやってしまったことを反省し、再度学校に通いたいという生徒の強い意志を確認する場です。登校が再開し、再び特別指導を受ける行為をする生徒や登校する意思がない生徒には行いません。